

和光市協働指針の改定（案）について

今回の和光市協働指針の見直しについては、施策の進捗状況や社会情勢の変化等に合わせ行うものであり、協働に対する考え方や進め方を見直すものではありません。

改定予定の部分は、網掛けをしています。

■主な改定部分は以下のとおりです。

第Ⅰ章 協働指針の趣旨

- ・第Ⅰ章のタイトルを「協働指針の趣旨」とし、文言等を修正しました。

第Ⅱ章 協働についての基本的な考え方

- ・4 協働に関する活動領域
令和3年度協働事業提案制度の廃止に伴い、協働型委託（協働事業提案市民提案型）、協働型委託（協働事業提案行政提案型）を削除しました。
- ・5 協働の形態
令和3年度協働事業提案制度の廃止に伴い、委託の形態として協働型委託と委託が並列されていたが、協働型委託を削除しました。

第Ⅲ章 協働についての現状と課題

- ・1 市の現状
市民協働推進センター設置時点の記載内容であったため見直しました。
- ・2 市民の現状
アンケート結果を反映しました。

《コラム 協働の経過》

廃止となった、協働事業提案制度の成果を記載しました。

第Ⅳ章 協働の推進に向けて～市の取り組み～

- ・（１）②協働推進懇話会
協働推進懇話会の役割を見直しました。
- ・（１）④財政支援における仕組みの検討
令和3年度に協働事業提案制度はなくなりましたが、財政支援の検討について記載しました。
- ・（３）協働推進員の配置
市民協働推進センター設置時点の記載内容であったため見直しました。
- ・（４）③地域の拠点づくり
市が運営しているコミュニティセンター等だけではなく、市内にある地域で運営している拠点についても言及しました。

第Ⅴ章 改定にあたって

- ・第五次総合振興計画に則り変更しました。

以上